

○平成二十年農林水産省告示第五百三十二号（森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び第二号（三）の規定に基づく農林水産大臣が定める基準等）

（平成二十年三月三十一日）

（農林水産省告示第五百三十二号）

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び第二号（三）の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準、区域及び率を次のように定め、平成二十年四月一日から施行する。

- 1 森林法施行令（以下「令」という。）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び第二号（三）に規定する農林水産大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当することとする。
  - 一 別表第一の路線の欄に掲げる路線の全部又は一部を基本的な事業対象とするものであること。
  - 二 全幅員が原則として四メートル以上のものであって、かつ、別表第一の路線の欄の区分に応じ、それぞれ同表の全幅員の欄に掲げる全幅員を超えないものであること。
  - 三 事業の対象区域の森林整備、林業振興及び林業以外の産業振興の観点から事業効果の高いものであって、かつ、事業費の効率的使用が図られるものであること。
- 2 令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び第二号（三）に規定する農林水産大臣が定める区域は、別表第二の区域の欄に掲げる市町村の区域とする。
- 3 令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び第二号（三）に規定する農林水産大臣が定める率は、別表第二の区域の欄の区分に応じ、それぞれ同表の調整率の欄に掲げる率とする。

別表第一（第一項関係）

区間名	路線	全幅員
足寄・阿寒	北海道足寄郡足寄町字上足寄百八十一番地の十六地内の一般道道陸別上足寄線を起点とし、釧路市阿寒町徹別原野五十三線十一の十地内の緑資源幹線林道置戸・阿寒線足寄・阿寒区間を終点とする路線	七メートル
置戸・陸別	北海道常呂郡置戸町字春日二百三十四番地の一地内の一般道道春日置戸線を起点とし、足寄郡陸別町字トマム南六線百五十一番地地内の町道北斗満線を終点とする路線	五メートル

滝上・白滝	北海道紋別郡滝上町字拓雄国有林三百三十七林班ろ小班地内の林道滝雄厚和線を起点とし、同郡遠軽町上白滝国有林二千八十二林班ロ小班地内の林道滝雄厚和線（滝上・白滝区間）を終点とする路線	七メートル
白滝・丸瀬布	北海道紋別郡遠軽町白滝北支湧別国有林二千三林班と小班地内の林道滝雄厚和線（白滝・丸瀬布区間）を起点とし、同町丸瀬布上武利国有林千百三十六林班に小班地内の林道滝雄厚和線（白滝・丸瀬布区間）を終点とする路線	七メートル
様似	北海道様似郡様似町字新富二百三十七番地の三地内の町道タキナイ線を起点とし、同町字大泉二十七番地地内の町道大泉線を終点とする路線	五メートル
様似・えりも	北海道様似郡様似町字大泉百三番地地内の町道オピラルカオマップ線を起点とし、幌泉郡えりも町字目黒五十四番地地内の町道チャツナイ線を終点とする路線	五メートル
静内・三石	北海道日高郡新ひだか町静内高見国有林百七林班い二小班地内の主要道道静内中札内線を起点とし、同町静内高見国有林二百七十三林班い小班地内を終点とする路線	七メートル
	北海道日高郡新ひだか町静内高見国有林二百七十三林班い小班地内を起点とし、同町静内高見国有林二百六十四林班い一小班地内の林道ポヨップ線を終点とする路線	五メートル
	北海道日高郡新ひだか町静内高見国有林二百六十四林班い一小班地内の林道ポヨップ線を起点とし、同町静内高見国有林二百六十六林班い一小班地内の林道ポヨップ線を終点とする路線	七メートル
	北海道日高郡新ひだか町静内高見国有林二百六十六林班い一小班地内の林道ポヨップ線を起点とし、同町三石富沢六百十番地の二地内の林道二川線を終点とする路線	五メートル
	北海道日高郡新ひだか町三石富沢六百十番地の二地内の林道二川線を起点とし、同町三石美河二番地の一地内の林道三石線を終点とする路線	七メートル

	北海道日高郡新ひだか町三石美河二番地の一地内の林道三石線を起点とし、同町三石美河百番地先の町道美河ピラシユケ線を終点とする路線	五メートル
浄法寺・田子	青森県三戸郡田子町大字山口字蔦ヶ沢二十番百二十二地内の国道百四号を起点とし、同町大字田子字小国深山一番一地内の主要地方道田子十和田湖線を終点とする路線	七メートル
葛巻・浄法寺	一 岩手県岩手郡葛巻町葛巻第五地割字元町百十五番一地内の国道二百八十一号を起点とし、同町葛巻第一地割字鷹ノ巣七十九番一地内の農道鷹ノ巣線を終点とする路線 二 岩手県岩手郡葛巻町葛巻第五十一地割字安孫一各地内の町道垂柳安孫線を起点とし、二戸郡一戸町平糠字東三十番二地内の町道平糠線を終点とする路線 三 岩手県二戸市浄法寺町焼切二百四十八番地内の林道谷地屋敷線を起点とし、同市焼切四十七番二地内の市道谷地屋敷線を終点とする路線	七メートル
横沢・荒川	岩手県下閉伊郡川井村大字鈴久名第三地割字横沢四十二の二地内の緑資源幹線林道川井・住田線を起点とし、同村大字江繋字早池峰山国有林百九十二林班へ四小班地内の緑資源幹線林道川井・住田線を終点とする路線	七メートル
一の木	山形県西置賜郡飯豊町大字岩倉字砥沢外十六国有林二百三十九林班ろ小班地内の林道飯豊・桧枝岐線を起点とし、福島県喜多方市山都町一ノ木字川入乙五千三十番二地内の林道川入線を終点とする路線	七メートル
山都	福島県喜多方市山都町早稲谷字分野三千百三十八番三十五地内の林道飯豊・桧枝岐線を起点とし、同市山都町蓬莱字蓬莱山国有林三百二十林班り三小班地内の林道飯豊・桧枝岐線を終点とする路線	七メートル
西会津	福島県喜多方市高郷町揚津字置表丁九百十七番一地内の市道赤岩・立岩線を起点とし、耶麻郡西会津町新郷大字三河字真門二千四十九番地内の町道橋屋線を終点とする路線	七メートル

北塩原・磐梯	福島県耶麻郡北塩原村大字大塩字屋敷三千七百五十二番一地内の国道四百五十九号を起点とし、喜多方市熊倉町雄国字梨子木平甲千百五十六番三地内の県道喜多方・河東線を終点とする路線	七メートル
下郷Ⅱ	福島県南会津郡下郷町大字白岩字丑ケ曾根山二千六百九十七番五十四地内の町道白岩・雑根・丑ケ曾根線を起点とし、同町大字南倉沢字木賊八百四十四番三十八地内の国道二百八十九号を終点とする路線	五メートル
田島・館岩	福島県南会津郡南会津町針生字駒戸山千七百二十四番一地内の国道二百八十九号を起点とし、同町森戸字黒岩山千二百十四番一地内の林道飯豊・桧枝岐線を終点とする路線	七メートル
昭和	福島県大沼郡昭和村大字大芦字三階山四千九百四番二十地内の国道四百一号を起点とし、南会津郡南会津町針生字駒止山千七百二十六番一地内の町道駒止峠線を終点とする路線	七メートル
新鶴・柳津	福島県大沼郡会津美里町蛇喰字品窪百八十二番六地内の林道飯豊・桧枝岐線を起点とし、河沼郡柳津町大字琵琶首字中井六十五番地内の主要地方道柳津・昭和線を終点とする路線	七メートル
大山Ⅰ	富山県富山市水須字下道卦七番地の一地内の市道才覚地水須線を起点とし、同市赤倉字不登割三十三番地地内の林道大山福光線を終点とする路線	七メートル
大山Ⅱ	富山県富山市手出字東山割十一番地の一地内の県道河内花崎線を起点とし、同市馬瀬口字越坂谷割九十四番地の甲の一地内の県道荒屋敷月岡町線を終点とする路線	七メートル
大山・大沢野	富山県富山市石淵字水上割七十四番地の一地内の県道荒屋敷月岡町線を起点とし、同市舟倉字内谷割五百八十番地地内の市道猿倉山線を終点とする路線	七メートル
大沢野・八尾	富山県富山市須原字七人塚七百三十四番地地内の市道須原西笹津線を起点とし、同市八尾町水口十六番地地内の県道西松瀬八十島線を終点とする路線	七メートル
有峰	富山県富山市有峰字村川谷割三十三番地の十二地内	七メートル

	の富山県林道有峰線東谷線を起点とし、同市小見亀谷入会字入会山割十番地一の二地内の富山県林道有峰線小見線を終点とする路線	
朝日・魚津	<p>一 富山県下新川郡朝日町宮崎字ハサマ百十番地内の林道朝日大山線を起点とし、同町山崎字壱ノ谷五十三番地の一地内の主要地方道黒部朝日公園線を終点とする路線</p> <p>二 富山県下新川郡朝日町山崎字川原平一番地の十四地内の主要地方道黒部朝日公園線を起点とし、黒部市宇奈月町明日二百三十五番地の一地内の農免農道明日地区を終点とする路線</p> <p>三 富山県黒部市宇奈月町下立字願城寺三千三百十三番地の一地内の主要地方道黒部宇奈月線を起点とし、同市嘉例沢千五百三十一番地地内の市道田糶嘉例沢線を終点とする路線</p> <p>四 富山県黒部市福平字苗代千四百八十七番地の一地内の県道福平石田線を起点とし、魚津市大沢字西谷七の十三番地内の林道朝日大山線を終点とする路線</p>	七メートル
上平・福光	富山県南砺市漆谷字桂林十一地内の林道大山福光線を起点として、同市刀利字大平五十五の十七地内の林道大山福光線を終点とする路線	五メートル
宮・高山	岐阜県高山市一之宮町字弥陀ヶ洞六千三百三十八番地地内の林道八幡高山線を起点とし、同市清見町大字藤瀬字日面平二千三の四番地地内の林道八幡高山線を終点とする路線	七メートル
美山・板取	岐阜県山県市片原字柿平千二百四十六番地地内の林道小倉線を起点とし、関市老向七千六番の一地内の県道白鳥板取線を終点とする路線	五メートル
美山	岐阜県山県市葛原字上塩後二千七百二十七番地の一地内の国道四百十八号を起点とし、同市葛原字根尾谷五千六百五十三の一番地地内の林道関ヶ原・八幡線（美山区間）を終点とする路線	七メートル
久瀬・根尾	岐阜県揖斐郡揖斐川町小津字内屋敷二千六百九十八番地地内の町道久瀬小津東線を起点とし、本巣市根尾	五メートル

	大井字中野九百九十四番地地内の県道藤橋根尾線を終 点とする路線	
八幡・和良	岐阜県郡上市八幡町美山字田ノ洞七百六十四番地の 一地内の市道美山鬼谷線を起点とし、同市和良町鹿倉 字大陣場五百四十六番地の一地内の県道鹿倉白山線を 終点とする路線	七メートル
馬瀬・萩原	岐阜県下呂市馬瀬黒石字森之向七百七十三番地四地 内の林道八幡・高山線馬瀬・萩原区間を起点とし、同 市萩原町山之口字ハンノキ平四千四百二十九の四番地 地内の林道八幡・高山線馬瀬・萩原区間を終点とする 路線	七メートル
関ヶ原	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字合川四千八十番 一地内の林道関ヶ原・八幡線を起点とし、同町大字関 ヶ原字合川四千七十九番地の二地内の揖斐郡揖斐川町 町道春日古屋大高線を終点とする路線	七メートル
春日・久瀬	岐阜県揖斐郡揖斐川町春日美東字録郎師二千六百七 十一地内の町道春日中郷市瀬線を起点とし、同町春日 美東字トチ原千五百五十七の五地内の町道春日中郷市 瀬線を終点とする路線	七メートル
若桜・智頭	鳥取県八頭郡若桜町大字糸白見字橋ノ元百七十二番 地二地内の町道糸白見一号線を起点とし、同郡智頭町 大字八河谷字ハテノ三百九十一番地二地内の主要地方 道津山智頭八東線を終点とする路線	五メートル
三朝	鳥取県東伯郡三朝町大字助谷字陽東谷三十二番十七 地内の林道若桜・江府線を起点とし、同町大字久原字 妙見谷六百五十三番一地内の林道若桜・江府線を終点 とする路線	七メートル
金城・弥栄	島根県浜田市金城町波佐イ千百三十二地内の林道金 城・弥栄線を起点とし、同市弥栄町木都賀イ二千二百 五十五番二地内の主要地方道浜田美都線を終点とする 路線	七メートル
三隅	島根県浜田市三隅町下古和六百四十六番二地内の主 要地方道三隅美都線を起点とし、同市三隅町向野田千 九百七十六の一地内の林道三隅線を終点とする路線	七メートル

匹見・美都	島根県益田市匹見町道川イ千二十七の一番地地内の国道百九十一号を起点とし、同市美都町都茂四千九百八十一の一番地地内の県道美都・匹見線を終点とする路線	五メートル
津和野	島根県鹿足郡津和野町笹山字青野平千二百八十二地内の林道笹山山入線を起点とし、同町寺田字升峠五百七十六地内の林道笹山山入線を終点とする路線	七メートル
君田・布野	広島県三次市君田町大字櫃田字判官二百十八番二十四地内の林道比和・新庄線を起点とし、同市布野町上布野字惣敷五百六番一地内の林道比和・新庄線を終点とする路線	七メートル
布野・作木	広島県三次市布野町下布野字岩倉五百七十八番四十二地内の林道比和・新庄線を起点とし、同市作木町大山字高下百五十七番二十三地内の林道比和・新庄線を終点とする路線	七メートル
西城・東城	広島県庄原市東城町保田字大山二百五十番地内の林道高尾・小坂線を起点とし、同市西城町平子字田ノ原山二百四十八番一地内の林道高尾・小坂線を終点とする路線	七メートル
庄原・三和	一 広島県庄原市本村町字野谷後山二千三百十九番地の五地内の主要地方道庄原東城線を起点とし、同市本村町熊谷千四百八十七番地の三地内の県道中領家庄原線を終点とする路線 二 広島県庄原市総領町中領家字宮内四百三十五番地の二地内の県道高光総領線を起点とし、同市ヒナ山国有林八百二十四林班に一小班の市道横屋奥線を終点とする路線 三 広島県神石郡神石高原町田頭甲五十三番地地内の主要地方道三原東城線を起点とし、同町高蓋二千八百九十一番地地内の県道三和油木線を終点とする路線	五メートル
戸河内・吉和	広島県山県郡安芸太田町大字横川字横川西平七百三十番地内の林道大朝・鹿野線を起点とし、廿日市市吉和十方山国有林二百五十四林班い小班地内の十方山林	五メートル

	道を終点とする路線	
	広島県廿日市市吉和十方山国有林二百五十四林班い 小班地内の十方山林道を起点とし、同市吉和十方山国 有林二百四十九林班は小班地内の十方山林道を終点と する路線	既存の林道の 全幅員
	広島県廿日市市吉和十方山国有林二百四十九林班は 小班地内の十方山林道を起点とし、同市吉和字吉和西 千五百八十二番地地内の国道四百八十八号を終点とす る路線	四メートル
川上・旭	山口県萩市川上三千九百五十七番地地内の市道江舟 野戸呂線を起点とし、同市大字佐々並字矢倉屋敷千百 五十六番の二地内の林道鹿野・豊田線を終点とする路 線	五メートル
錦	山口県岩国市錦町宇佐字奥ノ谷五十一番三地内の林 道大朝・鹿野線を起点とし、同市錦町大原字松木うつ 六百九十五の三番地地内の県道佐伯錦線を終点とする 路線	五メートル
鹿野	山口県岩国市錦町広瀬字馬ノ谷日浦千五百七の一番 地地内の林道木谷島の谷線を起点とし、周南市大字須 万字信ヶ浴二千九百十六番二地内の林道大朝・鹿野線 を終点とする路線	五メートル
松野・鬼が城	一 愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡四千七百三十五の 一地内の林道広見・篠山線鬼が城区間を起点とし、 同郡鬼北町奈良千三百三十三の一地内の町道成川線 を終点とする路線 二 愛媛県北宇和郡鬼北町奈良奈良奥山国有林五十六 林班か小班地内の成川林道を起点とし、宇和島市薬 師谷鬼ヶ城山国有林四十三林班ほ小班地内の市道柿 原五十五号線を終点とする路線	五メートル
八面山・稲が 窪	愛媛県宇和島市津島町大字山財八ッ面山国有林三十 三林班ち小班地内の市道宇和島・黒尊四号線を起点と し、同市大字山財字荒谷成五十九番地四地内の市道御 内御代の川線を終点とする路線	五メートル
小田・池川	愛媛県喜多郡内子町小田深山国有林五十林班イ小班	五メートル

	地内の県道上川・小田深山線を起点とし、上浮穴郡久万高原町西谷四千五百七十七番地地内の県道小田・柳谷線を終点とする路線	
	一 高知県吾川郡仁淀川町別枝字大ヌタ二千七百一の百二十六番地地内の林道小田・池川線を起点とし、愛媛県上浮穴郡久万高原町大字中津字久主四千三百二十番地地内の国道三十三号を終点とする路線 二 高知県吾川郡仁淀川町大字橘字アシダニ二百三十三番地地内の国道三十三号を起点とし、同町大字用居字コヲナロ丁五百四十三番一地内の国道四百九十四号を終点とする路線	七メートル
日吉・松野	愛媛県北宇和郡鬼北町大字日向谷千八百五十五の二番地地内の林道日吉・松野線を起点とし、同郡松野町大字蕨生三千二百六十四番地地内の林道日吉・松野線を終点とする路線	七メートル
清水・三原	高知県土佐清水市大字上野字本モ川山二千五百二十の五番地地内の林道清水・東津野線を起点とし、同市大字上野字本モ川山二千五百二十の十四番地地内の林道清水・東津野線を終点とする路線	七メートル
田ノ川・古尾	高知県四万十市大字田ノ川甲字上川原ノホキ千百七十一番地地内の市道田野川線を起点とし、同市大字古尾字古尾崎百三十一の五番地地内の県道昭和・中村線を終点とする路線	五メートル
中村・大正	高知県四万十市大字古尾字古尾崎百三十一の五番地地内の県道昭和・中村線を起点とし、同市古尾字子ドロシ千六百八十四の七番地地内の林道清水・東津野線を終点とする路線	七メートル
池川・吾北	高知県吾川郡仁淀川町大字用居字コヲナロ丁五百三十六の一番地地内の国道四百九十四号を起点とし、同町大字椿山字西ヅゴヲ千六百二十四番地地内を終点とする路線	五メートル
	高知県吾川郡仁淀川町大字椿山字西ヅゴヲ千六百二十四番地地内を起点とし、同町大字椿山字椿山国有林二百八十林班わ小班地内を終点とする路線	七メートル

	高知県吾川郡仁淀川町大字椿山字椿山国有林二百八十林班わ小班地内を起点とし、吾川郡いの町大字小川縦ノ木山字竹ノ本三千六百十六番地地内の林道東谷・大森線を終点とする路線	五メートル
	高知県吾川郡いの町大字小川縦ノ木山字竹ノ本三千六百十六番地地内の林道池川・吾北線を起点とし、同町大字小川縦ノ木山字大崩谷三千三百七十一番地地内を終点とする路線	七メートル
	高知県吾川郡いの町大字小川縦ノ木山字大崩谷三千三百七十一番地地内を起点とし、同町大字上八川下分字六社西一万一千九百九十九番地を終点とする路線	五メートル
	高知県吾川郡いの町大字上八川下分字六社西一万一千九百九十九番地地内を起点とし、同町大字清水下分字ナルヨジ三千三百八十番二地内の国道百九十四号を終点とする路線	七メートル
大正・東津野	一 高知県高岡郡四万十町大正中津川字東峯山六百十三の三番地地内の町道大奈路・中津川線を起点とし、同郡檮原町松原久保谷山国有林四千四十二林班ろ小班地内の県道松原窪川線を終点とする路線 二 高知県高岡郡四万十町窪川中津川森ヶ内国有林三千二十五林班は小班地内の県道松原窪川線を起点とし、同郡津野町大字北川字平六四千三百五十八の一番地地内の国道四百三十九号を終点とする路線	五メートル
檮原・東津野	高知県高岡郡檮原町大字初瀬字小代越二千六百六番地地内の国道四百三十九号を起点とし、同町下折渡四十一番地地内の林道清水・東津野線を終点とする路線	七メートル
砥用・泉	熊本県下益城郡美里町大井早字鍋倉三十三の一番地地内の内大臣林道を起点とし、八代市泉町葉木字葉木八十の十四番地地内の市道二合腰越線を終点とする路線	五メートル
宇目	大分県佐伯市宇目大字重岡切込国有林千六十二林班と小班地内の国道十号 を起点とし、同市宇目大字重岡字蔵小野千九百五十四の一番地地先の市道南部線を終点とする路線	五メートル

西米良・須木	一 宮崎県児湯郡西米良村大字小川字須賀飛留七百五十一の二番地地内の森林基幹道銀鏡・小川線を起点とし、同村大字小川字四郎屋敷四百四十六番地三地内の県道小川越野尾線を終点とする路線	五メートル
	二 宮崎県児湯郡西米良村大字小川字古川二百五十八の二番地地内の県道小川越野尾線を起点とし、同村大字横野字大河内一の二十七番地地内の国道二百十九号を終点とする路線	
	三 宮崎県児湯郡西米良村大字村所字永山重六百の一番地地内の村道縄瀬線を起点とし、同村大字村所字外屋之瀧五百二十五の一番地地内の国道二百六十五号を終点とする路線	

別表第二（第二項及び第三項関係）

区域	関係区間	調整率
北海道釧路市	足寄・阿寒区間	一・〇五
北海道常呂郡置戸町	置戸・陸別区間	一・〇五
北海道紋別郡遠軽町	滝上・白滝区間及び白滝・丸瀬布区間	一・〇八
北海道紋別郡滝上町	滝上・白滝区間	一・〇八
北海道様似郡様似町	様似区間及び様似・えりも区間	一・〇八
北海道幌泉郡えりも町	様似・えりも区間	一・〇八
北海道日高郡新ひだか町	静内・三石区間	一・〇八
北海道足寄郡足寄町	足寄・阿寒区間	一・〇五
北海道足寄郡陸別町	置戸・陸別区間	一・〇五
北海道白糠郡白糠町	足寄・阿寒区間	一・〇五
青森県三戸郡田子町	浄法寺・田子区間	一・〇五
岩手県二戸市	葛巻・浄法寺区間	一・〇五
岩手県岩手郡葛巻町	葛巻・浄法寺区間	一・〇五
岩手県下閉伊郡川井村	横沢・荒川区間	一・〇五
岩手県二戸郡一戸町	葛巻・浄法寺区間	一・〇五
山形県西置賜郡飯豊町	一の木区間	一・一一
福島県喜多方市	一の木区間、山都区間、西会	一の木区間に係るものにあつ

	津区間及び北塩原・磐梯区間	ては一・一一、その他のもの にあつては一・〇八
福島県南会津郡下郷町	下郷Ⅱ区間	一・〇八
福島県南会津郡南会津町	田島・館岩区間及び昭和区間	田島・館岩区間に係るもの にあつては一・〇八、その他の ものにあつては一・〇五
福島県耶麻郡北塩原村	北塩原・磐梯区間	一・〇八
福島県耶麻郡西会津町	西会津区間	一・〇八
福島県河沼郡柳津町	新鶴・柳津区間	一・〇八
福島県大沼郡昭和村	昭和区間	一・〇五
福島県大沼郡会津美里町	新鶴・柳津区間	一・〇八
富山県富山市	大山Ⅰ区間、大山Ⅱ区間、大 山・大沢野区間、大沢野・八 尾区間及び有峰区間	大山Ⅱ区間及び大山・大沢野 区間に係るものにあつては一 ・一一、その他のものにあつ ては一・〇八
富山県魚津市	朝日・魚津区間	一・〇五
富山県黒部市	朝日・魚津区間	一・〇五
富山県南砺市	上平・福光区間	一・〇五
富山県下新川郡入善町	朝日・魚津区間	一・〇五
富山県下新川郡朝日町	朝日・魚津区間	一・〇五
岐阜県高山市	宮・高山区間	一・〇五
岐阜県関市	美山・板取区間	一・〇八
岐阜県山県市	美山区間及び美山・板取区間	一・〇八
岐阜県本巣市	久瀬・根尾区間	一・一一
岐阜県郡上市	八幡・和良区間	一・〇五
岐阜県下呂市	馬瀬・萩原区間	一・〇八
岐阜県不破郡関ヶ原町	関ヶ原区間	一・〇八
岐阜県揖斐郡揖斐川町	春日・久瀬区間及び久瀬・根 尾区間	久瀬・根尾区間に係るもの にあつては一・一一、その他の ものにあつては一・〇八
鳥取県八頭郡若桜町	若桜・智頭区間	一・〇八
鳥取県八頭郡智頭町	若桜・智頭区間	一・〇八
鳥取県八頭郡八頭町	若桜・智頭区間	一・〇八

鳥取県東伯郡三朝町	三朝区間	一・一一
島根県浜田市	金城・弥栄区間及び三隅区間	一・〇五
島根県益田市	匹見・美都区間	一・一一
島根県鹿足郡津和野町	津和野区間	一・〇八
広島県三次市	君田・布野区間及び布野・作木区間	一・〇八
広島県庄原市	西城・東城区間及び庄原・三和区間	一・〇五
広島県廿日市市	戸河内・吉和区間	一・〇八
広島県山県郡安芸太田町	戸河内・吉和区間	一・〇八
広島県神石郡神石高原町	庄原・三和区間	一・〇五
山口県萩市	川上・旭区間	一・〇八
山口県岩国市	錦区間及び鹿野区間	一・〇八
山口県周南市	鹿野区間	一・〇八
愛媛県宇和島市	松野・鬼が城区間及び八面山・稲が窪区間	松野・鬼が城区間に係るもの にあつては一・〇八、その他 のものにあつては一・〇五
愛媛県上浮穴郡久万高原町	小田・池川区間	一・〇八
愛媛県喜多郡内子町	小田・池川区間	一・〇八
愛媛県北宇和郡松野町	松野・鬼が城区間及び日吉・松野区間	一・〇八
愛媛県北宇和郡鬼北町	松野・鬼が城区間及び日吉・松野区間	一・〇八
高知県土佐清水市	清水・三原区間	一・〇八
高知県四万十市	田ノ川・古尾区間及び中村・大正区間	一・〇八
高知県吾川郡いの町	池川・吾北区間	一・〇八
高知県吾川郡仁淀川町	小田・池川区間及び池川・吾北区間	一・〇八
高知県高岡郡禰原町	大正・東津野区間及び禰原・東津野区間	禰原・東津野区間に係るもの にあつては一・〇八、その他

		のものにあつては一・〇五
高知県高岡郡津野町	大正・東津野区間	一・〇五
高知県高岡郡四万十町	大正・東津野区間	一・〇五
熊本県八代市	砥用・泉区間	一・〇八
熊本県下益城郡美里町	砥用・泉区間	一・〇八
熊本県上益城郡山都町	砥用・泉区間	一・〇八
大分県佐伯市	宇目区間	一・〇八
宮崎県児湯郡西米良村	西米良・須木区間	一・〇八